

「をびや許し」考

「をびや許しが道あけとなり、お道は四方へ伝わった」？

安産の許しであるおびや許しは、天理教の道あけとして、この教えを基にして四方へ伝わっていったとされています。そして現在でも、教会本部が信者に渡すものとして行われています。

この「おびや許しは道あけ」ということは、疑いえないことのように思われていますが、「おふでさき」を読むと、「おびや」という言葉が出て来るのは、〈七号40. いまゝてもいかなるみちもとふりたが をびやたすけのためしはぢめや〉です。七号が書かれたのは明治8年2月からで、この時期に教祖の周りで妊娠していたのは教祖の末娘であるこかんです。このことは今の教祖伝では語られませんが、昭和3年発行の『おふでさき附釈義』には書かれていました。

「道あけ」とされる教えがなぜ明治8年に初めて「ためしはぢめ」として出て来るのか、「をびや許し」は本当に「道あけ」だったのか、今回はその辺の事情について考えてみます。

をびや許しは、親神様が人間を創めかけられた、すなわち、人間宿し込みの、元のちばから出される安産の許しです。これを頂き、親神様にもたれてお産にのぞむならば、どんな人でも安産させていただくことができます。／ 昔から「お産は女の大役（大厄）」といわれるように、子どもを産むことは女性にとって命懸けのことでした。そのため腹帯（産後に巻く）、毒忌み（妊娠中の食物制限）など、お産にまつわる習俗がたくさんありました。／ それに対して教祖は、をびや許しを頂いた者は、疑いの心をなくして教え通りにするならば、「をびや一切常の通り、腹帯いらず、毒忌みいらず、凭れ物いらず、七十五日の身のけがれも無し」と教えられたのです。このをびや許しが道あけとなり、お道は四方へ伝わっていきました。

をびや許しは、妊娠六ヵ月日に入れば、いつでも頂くことができます。所属の教会を通じて、本部直属教会に申し出て、願書を準備します。その上でおちばへ帰り、本人が直接願い出ると頂けます。やむを得ず本人が帰れない場合は、夫か親が、代わって頂くことができます。／ をびや許しで頂く御供は、ちば・かんろだいを囲んで勤められる「をびやづとめ」に供えられたもので、三包みの御供が一袋に入っています。／ 一包み目は「身持ちなりの御供」。妊娠中、胎児の居住まいが正常であるように、親神様にお願い申し上げて頂きます。／ 二包み目は「早めの御供」。産気づいていよいよ出産が迫った時、時間を仕切って親神様にお願い申し上げて頂きます。そうすると、手間取らず安産させていただき、後産も楽に出してくださるご守護を頂けます。／ 三包み目は「治め、清めの御供」。出産後、座を改めて頂きます。この時、無事お産を済まさせていただいたお礼と、妊娠による体調の乱れを治め、あとあと清めていただき、順調に回復するようお願いを申し上げます。

（『ようぼくハンドブックー“ようぼく必携”の読本ー教えと実践のポイントを平易に解説』 P116. 改訂現行版. 初版2002. 道友社）

「をびや許し」はどう説かれてきたか

『稿本天理教教祖伝』「第三章みちすがら」に、教祖44歳(天保12,1841年)の時に流産した話が「をびやためし」としてあり、続けて、嘉永7(1854)年に教祖の娘おはるの妊娠に際して「をびや許し」をされ、これが「をびや許し」の始まりとあります。さらに、村人のおゆきがこれを見て、自分も「おびや許し」をもらったが疑い心があったので、産後寝込んでしまった、ただすぐに反省をして、翌年妊娠した時は疑い心を起こさず、無事出産し、このことが近在に知られたことで、教祖は常人ではないと思われるようになったとあります。これに続いて、「をびや許し」の御守護を頂いた者が次々に現れ、漸く親神の思召が弘まり始めたそうです。

このように、「をびや許し」こそ、教祖の教えが広まる重要な要因になっていたというのが、『稿本教祖伝』です。また、『稿本教祖伝逸話編』にも「一五一 をびや許し」という題で、諸井国三郎に関する話が出ています。

では、原典、「おふでさき」「みかぐらうた」「おさしづ」では「をびや」についてどのように出ているのでしょうか。まず、「みかぐらうた」に、「五下り目ニッ ふしぎなたすけハこのところ **おびや**はうそのゆるしだす」とあります。「おふでさき」には「をびや」という表記で、七号と八号に全部で6回出てきます。七、八号は明治8年に執筆されています。ついで「おさしづ」には、割書きも含めて、12回の用例があります。「おさしづ」全体での数としては少ない印象を受けます。

『ようぼくハンドブック』が引用している「をびや一切常の通り、腹帯いらず、毒忌みいらず、凭れ物いらず、七十五日の身のけがれも無し。と教えられた」という『稿本教祖伝』(P44)の一節は、『正文遺韻』「帯屋許之理」(当資料P23)にあるものです。

今回は、『稿本教祖伝』の記述の根拠、出典を確認し、三原典の内容について検討し、をびや許しの真実に迫りたいと思います。

『稿本教祖伝』のこの部分に「おびや」に関する事柄がまとめて出ています。まず、教祖自らに試し、娘のおはる、他人のおゆきに許し、そこから近在へ広がり、「教祖は常人ではない」と認識され始めたというすじです。

をびやだめし 教祖四十四歳の時、妊娠七ヶ月目の或る日のこと、親神から、／「今日は、何処へも行く事ならぬ。」／と、あった。そこで、その日は一日他出せずに居られた処、夜になってから、／「眠る間に出る／＼。」／と、お話があり、その用意をして居られると、流産して、その後頭痛を催した。が、夜が明けてから、汚れた布類を自ら水で三度洗い、湯で一度洗うて、物干竿に三、四本も干されると、頭痛は拭うがように治まった。

一つ間違えば命も危いという流産の場合でさえ、一心に親神に凭れて居れば、少しも心配はなく、産後にも何も懸念もないという事を、先ず自らの身に試して、親神の自由自在を證された。

をびや許しの始め 嘉永七年、教祖五十七歳の時、おはるが、初産のためお屋敷へ帰って居た。その時、教祖は、／「何でも彼でも、内からためしして見せるで。」／と、仰せられて、腹に息を三度かけ、同じく三度撫でて置かれた。これがをびや許しの始まりである。

その年十一月五日出産の当日(註三)、大地震があつて、産屋の後の壁が一坪余りも落ち掛ったが、おはるは、心も安く、いとも楽々とおとこの児を産んだ。人々は、をびや許しを頂いて居れば、一寸も心配はない。成程有難い事である。と、納得した。時に、おはる二十四歳であつた。生れた児は、長男亀蔵である。

その翌日、お屋敷へ来た、村人の清水惣介の妻ゆきは、おはるが元気に立ち働いて居るのを見て、不思議な守護に感じ入り、私もお産の時に、お願いすれば、このように御守護を頂けましょうか。と、伺うた処、教祖は、／「同じ事や。」／と、仰せられた。

やがて、ゆきは妊娠して、をびや許しを願い出た。教祖は、おはるになさったと同じように、三度息をかけ三度腹を撫でて、／「人間思案は一切要らぬ。親神様に凭れ安心して産ませて頂くよう。」／と、諭された。ゆきは、をびや許しを頂いたものゝ、教祖のお言葉に十分凭れ切れず、毒忌み、凭れ物など昔からの習慣に従うと、産後の熱で三十日程ふせって了った。そこで、教祖に伺うて貰うと、／「疑いの心があつたからや。」／と、仰せられた。ゆきは、このお言葉を聞いた途端、成程、と、深く感銘して、心の底から懺悔した。／ 教祖は、その生れ児を引き取って世話なされた。ゆきは程なく全快した。

翌年、妊娠した時、ゆきは、今度は決して疑いませぬ。と、堅く誓って、再びをびや許しを頂いた。この度は、教祖の教をよく守り、たゞ一条に親神に凭れて居た処、不思議な程軽く産ませて頂き、産後の肥立ちも亦頗る順調であつた。前からの成行きを知って居た村人達の間にこの話が伝わり、噂は近在へと弘まって、人々は、まだ親神のやしろとは知らないながらも、教祖は常人ではないと、漸く気付き始めた。(『稿本教祖伝』P34)

『稿本教祖伝』の出典―「カタカナ本」

『稿本教祖伝』の記述は、明治31年に書かれた「稿本教祖様御伝」(カタカナ本―中山新治郎作)に基づいています。明治40年頃作とされる「教祖様御伝」(ひらがな本―同作)もほぼ同じ内容で書かれています。下の引用は、『復元30号―御教祖伝史実校訂本中一』からで、それぞれ異なったページに出っていますが、『復元33号』に載っている「カタカナ本」の写真版を見ると、連続して書かれています。『稿本教祖伝』は「カタカナ本」の内容をほぼそのまま記しているのです。

ロ、天保十二丑年、**教祖**四十四才ノ御トキ、妊娠七ヶ月目ニ今日ハ何處エモ行ク事ナラヌト、神様が仰セラルヽ故、其日他出セズニイラセラレシニ、其夜ニ至リ、眠ル間ニ出ル出ルト御指圖アル故、其用意シテ御座ルト、サブ／＼ト流産セリ。其後頭痛セリ。翌朝ニ至リ、汚物ヲ御自分ニテ三度水ニテ洗ヒ、湯ニテ一度洗ヒ、之レヲ竿三四本モ御干シナサルト、同時ニ頭痛ハ全ク治マレリ。是レ帯屋タメシノ始メナリ。
(初代管長様御手記、『教祖傳』明治卅一年七月三日) (編者註、前出の「以下政女ニ聞ク」は、こゝまでかゝると思考す。)
(『復元30号―御教祖伝史実校訂本中一』P184 〈『復元33号』P35〉)

へ、安政二寅年、教祖五十七才ノ御時、十一月五日櫛本、梶本宗治郎エ嫁セシ、春女ノ長男亀蔵出生ノトキ(此トキハ、中山家ニ安産セラル。) 大地震ニテ、春女産室ノ後手ノ壁一坪斗り俄カニ落チ掛リタルモ、産婦ニ於テハ安然トシテ、少シモ意ニ御掛ケナサラズ。身體ニハ異状ハナカリシ。是レ親族ニハ帯屋タメシノ始ノナリ。(初代管長様御手記、『教祖傳』明治卅一年七月三日)(『復元30号―御教祖伝史実校訂本中一』P198 〈『復元33号』P35〉)

ト、四十一年前、即チ安政五午年(教祖六十才相當)庄屋敷村、清水惣助ノ長男、新吉出産ノトキ、出産後御指圖ニ間違ヒシ事ナセシニヨリ母ナルゆき女ノボセテ、三十日間程、煩ヒ居レリ。仍テ教祖様、其生レ子ヲ御引取ナサレテ、米、麥、大豆、小豆、粟、黍(きび)、胡麻、此七品ニテ、百粒ノ丸子ヲ作り玉ヒ、子ニ添テ御返シナサレバ、直ニ全快セリ。是レ世界ニテ帯屋タメシノ始メナリ。此七種ノ外、南天、ヨモギ、檣(しきみ)、茗荷、十薬(どくだみ)。フキノ七品モ、前ノ七品ニ合セテ、百粒ノ丸子ヲ御製造ナサレシヤニ**政女ヨリ聞ケリ**。此両方合セテ、二七、十四、堅ウ仕合セヨキヤウ。(初代管長様御手記、『教祖傳』明治卅一年七月三日)(『復元30号―御教祖伝史実校訂本中一』P202 〈『復元33号』P36〉)

「政女ヨリ聞ケリ」とある「政女」とは、教祖の長女、「まさ」のことです。教祖44歳の時に16歳、はる妊娠の時に30歳ですから、上記の内容を話したとしても不自然はありません。ただ、「カタカナ本」が書かれたときにまさは亡くなっていたので、その内容が違っていても異議申し立てすることは出来ないということと言えます。

中山まさー
1825(文政8)～
1895(明治28)年。⁴

『正文遺韻』にある「帯屋許之始」(おはるのをびや許し)

帯屋許之始 さて又、おきみ様の御はる様は、御夫婦御仲至つてむつまじく、たのしく御暮し被遊まして、三年の後、則ち、安政二年に、御子様が御できなされまして、其時始めて、神様のおびやゆるしといふ事を御きかし被下たのでござります。神様、何もかも、うちからためしして見せるでと御話しでござりまして、御はるさまに御授けになりました。そこで、おはる様は、神様の教へ被下通りにして、御安産なされまして、御生れになりましたのが亀松様と申す御方でござります。／ 註 此頃の御許は、御教祖様御息を頂かして被下たるなりと。御供御下付なりしは後の事なり。(辻先生に承る)

此の亀松様は、六歳にして御向ひ取りになりました。其時御教祖様御越しになりまして、少しも御なげき被遊ず、更に御悔みもあらせられず、亀松様の死体をおだき遊ばして、『是は圧屋敷の真柱、真之助やで』と仰せられましたさうでござります。それから七年たちまして、此の御方御生れになりました。其時に、教祖様の仰せになりました事を、おはる様も御忘れ被遊て、□□といふ名前を御つけになりますと、御教祖様御きゝになりまして、『これはせんの亀松やで、真之助と名付けるのやで』と、御聞かし被下ますから、早速真之助と御改称になりまして、後間もなく助を廃せといふ御達しがありましたので、そこで新治郎と御改めになりました。即ち、只今の御本部長様でござります。

註 亀松様前生は御教祖様の生父様なりとの御咄。(辻先生に承る) (『改訂正文遺韻.復刻版』P28.諸井政一.〈昭和12(1937)年発行『正文遺韻』ではP39〉)

『正文遺韻』は明治30年前後におやしきで語られていたことを収録したものとされています。この中に「帯屋許之始」という題でおはるのをびや許しの話があります。「をびや」の話とは直接関係ありませんが、この話の中にその時生まれた亀蔵が6歳で亡くなったときに、教祖が生まれかわった時には「真柱の真之亮」になるとあります。この話は「カタカナ本」「ひらがな本」どちらにもありません。これの年代が確定できる初出は大正5年の『評註おふでさき』です。

明治40年頃の作とされる「ひらがな本」になく、大正5年に出版されたものにあるということは、その間にこの話が出来たと推定することも出来ます。ならば、『正文遺韻』になぜ載っているのかが問題になります。この話は『増野鼓雪全集第5巻』にも出ているのですが、こちらではそれが伝えられていた年代を特定できません。それで、明治30年頃と特定できる『正文遺韻』に入れたという可能性があります。

七一78. [いまゝでもをびやほふそのこのゆるし なんとをもふてみながいたやら]

『評註おふでさき』大平隆平.大正5(1916)年

教祖神憑後四年目四十四歳の御時に産屋試しの経験を我が身に受けられた。其の時は六ヶ月目に分娩し手づから後の御始末をなされた。第二回の帯屋試しは教祖の三女春子が長男亀蔵を生む時産屋許るしによつて安産をした。此の亀蔵(嘉永六年生)といふのは七歳の時亡くなつたが、其の時教祖は死体を抱きこれは死んだのではない。地場の真柱として神が貰ひ受けたのだと申された。其の生れ変りが故管長中山新治郎である。前生は教祖の父前川半七正信の魂であるといふ。これが親族に帯屋許るしの始め。第三回は安政五年隣家の百姓惣助の妻お雪の出産の時産屋許るしを出された。これが他人に対して産屋許るしの始まり。

さて又あみき様のお春様が、御夫婦仲至つて睦しく楽しくお暮し遊ばされて、三年の後即ち安政二年、お子様がお出来なされて、其の時初めて神様の帯屋許しと云ふ事をお聞かせ下されたのでございます。神様は「何もかもうちからためしてみせるで」と云ふお話でございまして、お春様にお授けになりましたさうで、お春様は神様の教へ下された通りにして、御安産をなされました。お産れになりましたのが（帯屋始め）龜松様と申すお方でございます。この龜松様は、六年にしてお迎ひ取りになりました。この時教祖様がおこしになりまして、少しもお嘆き遊ばされず、更にお悔みもあらせられず、龜松様の死體をお抱き遊ばして、

「是は庄屋敷の眞柱眞之助やで」

と仰せられましたさうでございます。それから七年たちまして、此のお方がお生れになりました。その時、御教祖様の仰せになりました事は、お春様もお忘れ遊ばされて、

「どういふ名前をおつけになります」

と教祖様にお聞きになりましたところ、

「それは前生龜松やで、眞之助と名づけるのやで」

と仰せ下されましたから、早速眞之助と御命名になりましたして、後間もなく「助」廢止と云ふお達しがありましたので、そこで新治郎と御改名になりました。即ち、只今の本部長様でございます。

（辻先生のお話によれば龜松様前生は、御教祖様の御生父様であると）

『増野鼓雪全集』に初出した 『是は庄屋敷の眞柱、眞之助やで』

「眞柱の眞之亮やで」という話は『正文遺韻』の他に『増野鼓雪全集五』にも出ています。ただこの2冊では細かな部分で違っていています。

『正文遺韻』と比較しやすいように、異なっている部分に線を付けておきます。『増野鼓雪全集五』では、『正文遺韻』で「御息女縁付」と題された部分を含めて、「本部長様」という題が付けられています。なぜこのようなことが生じているのか、疑問です。諸井政一の書き残したものを忠実に文字にしていれば、このような違いは、あり得ないのではないかとも思えます。そもそも『増野鼓雪全集』にまだ未発表だった『正文遺韻』の主要部分が入っているのか不思議です。

此の『道すがら外編』は二篇とも、先年史料集成部へ提出し、其の全部を写真に御撮り頂き、又管長様より、昭和十一年一月号『みちのとも』誌上に、其の一部を御引用下されて、ありがたくも広く御紹介の栄を賜ふたのは、此の上もなき欣びである。向、此の『道すがら外編』は、昭和四年刊行の増野鼓雪全集第五巻に、『教祖伝講話』の名で集録せられてゐる。念の爲め此の点附記して置きたい。（『正文遺韻』巻頭「編者（※諸井慶五郎）のことば」）

「ゆき」の話の初出文献 「中山みき名義手続書」は 信用できるか

「ゆき」の話が出て来る最初の文献は、明治14年教祖署名のある手続書です。これは日付が7日と8日の2通あります。8日付のものは全文が、7日付のものは「ゆき」の部分のみが公開されています。両者を比べると内容は同じですが、文章は異なります。それゆえ単純に7日のものが8日に廻されたとは考えづらい。また、「おふでさき」を読むと、この時期、教祖とまつゑの関係は悪く、両者の考え方には隔たりがあり、連名で手続書を書いたというのは不自然です。

明治14年10月8日、中山みき名手続書

同年十一月中隣家清水宗助妻ゆき成ル者出産之際腹痛ニテ困難苦心罷在候嚙承リ難産救助之慈善心ヲ発シ該家ニ望ムニ産婦苦痛シ最中ニ付脊中ニ息ヲ吹懸クレハ腹痛忽チ止メ安産ス其際心中ニ思フハ腹帯モタレ物毒忌ヲスルニ不及ト浮ムニ付右ノ如ク言聞セハ産婦ゆき我言葉ヲ守リ無難ニ日立候義ヲ世間ニ流布スルヨリ妊娠ノ者諸方ヨリ参り候ニ付前顯之通り咄シ致シ候又病氣之者参レハ其者ニ咄スニ人間ニ於病氣ト云者ナシ人間者ヲシイホシイ憎イ可愛恨シイ腹立欲高慢此ハツノ事有ル故月日ヨリ異見ニ成ル故悪敷所ヲ病トシテ出ルナリ依テ右ノケ條ヲ捨テ此神ヲ頼メハ何病ト雖モ成就セスト云事ナシト私宅エ参ル人ニ咄シ致候（「十月八日付中山マツエ, 中山ミキ, 手続書」『復元4号』P9）

明治14年10月7日、中山みき名手続書

ル、然ルニ同年（天保九年）十一月中旬比、隣家、清水宗助妻ゆきナル者懐胎ニシテ、今出産之際ニ至リ、甚敷腹痛し苦心罷在候嚙承候處、該家へ行ク心ニ相成候ニ付、該家エ参候處、如嚙ノ苦痛之場合ニ付、右ゆきノ脊中ニ息ヲ懸ケ、撫候得者、腹ノ痛ヲ止メ、安々トシテ、男子出産仕、其節、私心ニ浮ムニ、腹帯モタレ物、毒忌ヲスルニ不及旨ヲ相咄シ候處、右ゆき私申如クニ仕候所、無難ニ相日立候義ヲ世界エ流布スルニ付、夫是より懐胎人ノ者参り候ニ付、前顯之通り可取斗旨相咄シ且又人間ニハ病氣ト云ハナシ、人間二者日々ニ貪、惜、憎、可愛、恨シイ、立腹、欲、高慢、此ハツノ事有ル故、親ノ月日ヨリ異見成ル故、悪敷所ヲ病トシテ出ル。依而、右ハツノケ條ヲ捨テ此神ヲ頼メハ、何病ト雖ドモ成就セスト云事ナシ。ト云ヲ私宅エ来ル人ニ相咄シ居候。（丹波市分署宛、就御尋手續書、明治十四年十月七日、教祖様御署名）（天理教管長家古文書）【『復元30号』P203】

教祖名の手続書は2通ある

次に示すは教祖様の、八日附で奈良警察署長、大阪府七等警部、中川四郎殿宛に提出された手續書であります。が、之と略(ほぼ)同文のものが前日七日附にて丹波市分署へも提出されてあります。又辻さんのものも奈良署長宛である所等から推定いたしますに、一日おいて両方で取調べられたと考へるより、丹波市分署で取調が行はれ奈良署へも手續書が廻されたものでないかと想像するのであります。（『ひとことはなし』P150. 中山正善. 1936）

重要視される教祖署名の手続書

此の手續書は、特に教祖様御自身の名前で記されてゐる点に注目すべきであらう。そしてこの中には教祖伝の要点が述べられてゐること、及その中に交へて、十柱の神の御話し、「八つのほこり」、「かんろふだい」、「ちば」のこと等が説かれてあるのは見逃すことは出来ない。恐らく教祖伝の書き物としては、最古の文書ではあるまいか。十柱の神の説き分けも散文体で箇条的になされてゐるのでは、之亦最初の文書であらう。（『復元4号』P10. 教祖手續書についての解説. 諸井慶徳）

手続書 / 大阪府大和國山辺郡 / 三島村 中山マツエ / 母 中山ミキ

自分儀本日御喚出に相成転輪王尊ト唱エ且赤キ衣類ヲ着シ候儀御尋問ヲ蒙リ奉恐縮左ニ原由申上候

抑モ今ヲ去ル四十四年前則天保九年長男秀治足痛ニテ壹ケ年経過スルモ全快不致候處其比同郡長瀧村ニ市兵衛ト申候修験者有ツテ人民ニ加持祈祷致シ頗ル功驗有之噂承ルニ付自宅エ同人ヲ招キ加持祈祷等ヲ受クルニ其治スル即功アルモ三日或ハ五日間ニシテ本ニ復シ足痛全快ト云場に立至ラス殆ント壹ケ年ニ至リ其後十年十月此釜下ヲタクニ折々氣絶シ或時ハ井戸場エ水汲ニ參ルモ氣絶致シ人事ヲ覺エザル数回ニ及ビ爰ニ至リ又々長瀧村市兵衛成ル者ヲ招キ加持祈祷ヲ受ケ其修行間咄シ之際自分ハ漬物ヲ附ルニ俄然ト腰痛ヲ発シ夫亡善兵衛成ル者モ同時ニ眼病ニテ困難候ニ付忽チ信ヲ起シ祈誓候所廿四日之夜胸中然ルカ如ク覺エ翌朝廿五日ニ至リ目ヲ覺スレハ頭元ニ脇ザシヲ持イ？ム人アリ且一人は弊ヲ持有ツテ自分ハ狐狸之障碍之様ニ家内ハ存シ種々祈禱等致シ居同夜天上ニ物音聞エケレハ身體忽チ大石ヲ以テ押サユル如ク覺エルニ微妙ナル聲ニテ珍ラシキ物来レリトキクハ我者國常立尊ト聞ケバ身體ハ輕ルクナリ又入替リ右ノ如ク次第十柱ノ神来レリト覺エ候其神語ニ日ク

國常立尊 御姿 龍 是ハ人間ノ身ノ内眼ウルヲイヲ守護スル神 / 面足尊 御姿 頭十二尾三大蛇 是ハヌクミヲ守護スル神

國狹槌尊 御姿 龜 是ハカワツナギヲ守護スル神 / ツキヨミノ尊 御姿 シャチホコ 是ハ骨ヲ守護スル神

クモヨミノ尊 御姿 ウナギ 是ハ飲ミ食イ出入ヲ守護スル神 / 惶根尊 御姿 カレ 是ハ意氣ヲ吹分ヲ守護スル神

ヲト、ノベノ尊 御姿 黒グチナ 是ハ人間食物引出シヲ守護スル神 / 帝釈天 御姿 フグ 是ハ出産ノ節胎内ノ縁切ルヲ守護スル神

伊弉諾尊 御姿 ギ魚 是ハ人間始メノ種ヲ守護スル神 / 伊弉冊尊 御姿 白蛇 是ハ人間始メテナワシロヲ守護スル神

右十体ノ神ヲ転輪王ト云汝ノ体中ヲ借り入ルト夢ノ如ク神託ヲ蒙リ候夫ヨリ自分ニ於テハ産婦杯ヲ救助ノ咄ヲスルニ付家内一統親戚ニ至ル迄自分ヲ乱心スルト心得諸方ニテ加持祈祷ヲ致シ候義本心ニ相成候後承リ候同年十一月中隣家清水宗助妻**ゆき**成ル者出産之際腹痛ニテ困難苦心罷在候噂承リ難産救助之慈善心ヲ発シ該家ニ望ムニ産婦苦痛シ最中ニ付脊中ニ息ヲ吹懸クレハ腹痛忽チ止メ安産ス其際心中ニ思フハ腹帶モタレ物毒忌ヲスルニ不及ト浮ムニ付右ノ如ク言聞セハ産婦ゆき我言葉ヲ守リ無難ニ日立候義ヲ世間ニ流布スルヨリ妊娠ノ者諸方ヨリ參り候ニ付前顯之通り咄シ致シ候又病氣之者參レハ其者ニ咄スニ人間ニ於病氣ト云者ナシ人間者**ヲシイホシイ憎イ可愛恨シイ腹立欲高慢此ハツノ事**有ル故月日ヨリ異見ニ成ル故惡敷所ヲ病トシテ出ルナリ依テ右ノケ條ヲ捨テ此神ヲ頼メハ何病ト雖モ成就セスト云事ナシト私宅エ參ル人ニ咄シ致候明治五年末ニ至リ甘露臺雛型トシテ木ヲ以テ上経壹尺貳寸下経壹尺貳寸ニ柱三寸角長サ六尺惣高サ六尺六寸ニテ六角甘露臺壹臺設置仕候甘露臺之儀夢ニ聞キ候ニハ人間初メ之地場ノ証拠ナリ此臺出来候上ハ當年ヨリ三十年相過候得者此臺之上ニ五升入之手鉢テ載セ置候得ハ天ヨリ毎夜甘露ヲフラシ是ハ人間ニ與エハ壽命藥ニナルト云事聞覺タリ尚又十五年己前慶応三年七月下旬頃京都吉田殿ニテ私長男秀治エ神道職ヲ相受並ニ転輪輪明神ト云魂串相受申候ニ就テ者多分參詣人彌益候所參詣人ヨリ青物ヲ進シ候ヲ該參詣人エ惠與致居候所御供ヲ受度旨申ニ付金米糖ヲ相與ヘ候義ニ御座候然ルニ惣身相脳候ニ付如何之義ト不審致居候處明治十年三月比ニ至我レノ頭内ヲ月日社ノ貨物トスルニ黒キ衣服ヲ着シ居候故相脳候ニ付キ赤キ衣類ト着替ヘルベク旨夢ニ覺エタリ夫ヨリ赤キ衣服ヲ着仕居候其後者參詣人且者世話人之者ヘ相任更ニ參詣人エ對シ前顯之咄等ヲ仕居不申候然ル處明治十三年八月来私長男秀治宅ヲ転輪王講社ヲ取結候続而富國宇智郡久留野村地福寺教會出張所ヲ設定相成候由賽錢之義ハ日々十四五錢宛受取月之廿六日二者四五十錢山澤良治郎ヨリ封之儘受取此金ヲ以自分入費ニ相用ヒ候 / 前顯之始末ニ候得共私ニ於テハ祈禱拝ミ等之義者更ニ不仕候右之外者山澤良治郎口中田儀三郎辻忠作右之三名之者ヨリ手続書ヲ以テ申上候通ニ御座候

右御尋問ニ付有體奉申上候 以上／明治十四年十月八日／右 中山ミキ //

奈良警察署長 / 大阪府七等警部 中川四郎 殿

教祖とまつゑは仲が悪かった

明治13年9月22日に、官憲の取り締まりを避けるためとの理由で、おやしきに転輪王講社一金剛山地福寺出張所が設置され、地福寺住職日暮宥貞が社長、副社長に秀司が付きました。これに教祖は反対し、秀司を叱責したと「カタカナ本」にあります。これが遠因になったのか、秀司は翌明治14年新暦4月8日に亡くなります。

このため、秀司に替わってまつゑが副社長に就任しています。それについての依頼書が7月11日付で残っています。当然、教祖はまつゑの副社長就任にも反対したでしょう。そのような状況で、10月7、8日の教祖、まつゑ連名の手続書が提出されたということになります。

このあと、15年10月に日暮宥貞が亡くなり、まつゑも同年11月10日に亡くなって、地福寺との関係は同年12月14日に解消されました(『稿本』P247)。

(二) 教會轉輪王講社ニ付御請書

一、私等エ辭令書御下ゲ被下承諾仕候、然ル上ハ教會規則ノ通り相守り聊ニテモ違反仕間敷為後日差上置申候 / 以上
明治十三年辰九月 / 副社長 中山秀司 / 取締並ニ出納 山澤良治郎 / 同 山本亀三郎 / 出納 辻忠作
教會轉輪講社々長地幅寺住職 / 少講義 日暮宥貞 殿 (『復元37号』P208)

(ル) 明治十三辰年九月廿二日金剛山地福寺出張所設置ス 此事ハ 神様ノ御思召シニ叶ハザリシ故度々御叱責ヲ蒙ムリシナレトモ
参拝人ハ續々来ル公許ハナシ警察署ヨリ叱責セラル 不得止地福寺ニ出入スルモノヽ勸メニヨリ出張所ヲ設クルニ至ル 元ヨリ**神様ノ御意ニ叶ハザルモ**ノ故ニ幾何モナクシテ取拂ハル

年 月 日父君丹波市分署エ止宿届ニ御出マシニナリ其俣ニ一夜拘留セラル 此時上田嘉治郎モ同道相成リ同ジク拘留セラレ
尋問ヲ受ケラル

明治十四巳年旧三月十日中山秀治君ニハ死去遊サレタリ (『稿本教祖様御傳』初代真柱様(※カタカナ本)) 【『復元37号』P209】

(ホ) 依頼書 / 大和國山邊郡三嶋村 / 死亡 中山秀治 / 跡名 同 松恵

一、轉輪王講社結社被成申候ニ就其真言宗教會副社長拜命仕且其教會出張所ト相定メ被置候所右中山秀治義死亡後方今女戸主ニ御座候故何事モ相心得不申甚不都合ニ付向後講社及教會等之儀其御富院御定規之通り可然様御指揮被成下度此段連署ヲ以御依頼申上候

明治十四年七月十一日 / 右 中山松恵 / 同郡新泉村講社取締 山澤良治郎 / 同郡勾田村親類惣代 村田音次郎
宇智都久留野村 / 地福寺真言教會社長 / 少講義 日暮宥貞 殿 (『復元37号』P209)

これは本席、飯降伊蔵の息子、政甚が書いた秀司とまつゑが亡くなった時の教祖の態度です。両者に対する憎しみに近いものを感じられます。

【『新宗教』（大平良平編集、飯降政甚談、大正5年1月号P113～118）】

隠くしたり包んだりすることはよくないことでありますがこれ迄は秀司さんにしろ松枝さん（秀司様の夫人）にしろ善いこと計り書いて悪いことは書いてないが秀司さんにしろ松枝さんにしろ何うも仕様のない方らしかった。其の為に教祖様の心を休ませられたといふことはなかつた相です。其の証拠に跛を助けてやりたいと云つて足の跛のお勤めを半月程行り私の姉等もお勤めに出ました相ですが秀司様は／「其んなことしても何に助かるものか」／と云つて息の切れる迄反対で本当に懺悔をして行かれたのではない相であります。

お崩れになつたのは今の門屋の入つた所で御座いますが其の時私の父が／「親さん先生が今息をお引き取りになりました」／と申上げると教祖様は／「ア、其うかい」／と云つて一段高い処から降りてお出でになり秀司様の枕許に立ち額をゴロ／＼として「最う剛情は張らせんやろ。張れるかい。張れるなら張つて見いや」／と云ひ、内の父を振返つて／「伊蔵さん。内の態を見ておくれ。金を溜めると此の不始末だで」／と涙一滴こぼさず元の所へお上りになつたといふことであります。

其の時父の感慨は何んともたとへるにも例へることが出来なかつた。親様の御精神は此う云ふ所にあるかと無量の感慨に打たれたといふことを父から承りました。

松枝さんのおかくれの時は子供心によく覚えて居りますが腹が膨れて口からは泡が始終出て居りました。亡くなつた時其の事を教祖様に申上ると御休息から中南一松枝さんは中南で亡くなりましたへお出でになり／「偉い溜めたな／＼。何ンぼ溜めてもあかせんで」／と仰せになりました。其の時は私の未だ子供の時分でありますから／「偉い錢入れてあると云ふことですが彼れ切つたら偉い出るで」／と云つて母から偉い叱られたことを覚えて居ります。八つ位の頃は其んな馬鹿なこと考へてゐたと思ひます。

松枝さんが亡くなつてから一年も経たないうちに教祖様がお湯を使つてお居でになり姉が教祖様の背中を流して居りますとくづ屋葺きの屋根の廂の上に鼬（いたち）があた。教祖は其れを見て／「ア、松枝帰つてゐるぜ」と云はれたと云ふことを聞いて居ります。

「彼女は再び人間界に出さんが此処より何処へもやらん。屋敷の中に置く」／と仰せられたといふことですが成る程屋敷の中に居ります。私等子供の時は松枝さんを姉さん／＼と云つて居ましたが其の鼬にあふと／「ア、姉さん／＼姉さん居るで」／と云ふと今の夫人様 其の頃はいと（お嬢さん）／＼と云つてゐましたが／「甚さん又た彼んなことを云つて私をいぢめる」／と云つて泣かれたことを覚えて居ります。（終）

「安産の神様」として知られていく教祖—『稿本教祖伝』

『復元32号—御教祖伝史実校訂本中二』にこの部分の資料が出ています。まず、「第一節 曙光」というのがあって、ここに八つ資料があるのですが、「おびや」関連の事柄は皆無です。次に「第二節 御出張の事」では、安堵村へ飯田岩治郎のお助けに行かれた資料が出ています。この部分の資料は「カタカナ本」に安堵村の飯田岩治郎についての記述がある程度です。文久二年平井方のおびやのお助けの記述は、写真版を見ると後から追加されたような印象を受けます（書かれている用紙が異なる）。稿本にある記述の元史料はないようです。

六一131のおうたが引用されていますが、これは明治8年初めに書かれており、こかんの妊娠が分かった時期ではないかと思われます。先述したように、「をびや一切常の通り…」の部分は、『正文遺韻』『帯屋許之理』にあるもので、同書の初版は昭和12年です。これとほぼ同文が『増野鼓雪全集第5巻』にもあります。「御教祖伝史実校訂本中」は昭和11年に編集されていますので、『鼓雪全集』のこの部分を参考資料としてもいいのではないかと思います。そうはされていません。

先に緒口を開かれたをびや許しの珍しい守護を頂く者が次々と現われ、庄屋敷村には安産の神様が御座るそう。生神様やそう。という声が、口から口へと八方に弘まり、初産を前にして心配して居る人や、産後の煩いで床に臥して居る人、さては、かね／＼お産の重いのを苦にして居た人は、次から次へと、ふしぎなたすけを願うて寄り集うたばかりでなく、重病人があつて頼みに来ると、教祖は、いつもいと快くいそ／＼とお出掛けになった。／ 文久二年、教祖六十五歳の時、先方の願により、わざ／＼安堵村へ、足を運ばれ、産後の煩いで危篤に陥って居る病人をお救けになった。／ 二十数年に亙る長いみちすがらの後、漸く親神の思召が弘まり始めた。お産は女の大役であり、殊にその頃は、お産に対する不安が、根強く人の心を支配して居た時代であつたが、をびや許しを頂いた者は、皆、不思議なほど楽々と安産した。／ をびや許しは、人間宿し込みの親里である元のやしきから出す安産の許しである。

たいないゑやどしこむのも月日なり おまれたすのも月日せわどり 六 131

胎内は宿るのも生れ出るのも、皆親神の守護による。をびや許しを受けた者は、必ず皆引き受けて安産さす。をびや一切常の通り、腹帯いらず、毒忌みいらず、凭れ物いらず、七十五日の身のけがれも無し。と、教えられた。このをびや許しが、よろづたすけの道あけとなつて、教祖の六十五、六歳の頃、即ち文久二、三年には、庄屋敷村のをびや神様の名が、次第に大和国中に高まるにつけ、金銭の無心を言う者も出て来た。並松村で稲荷下げをする者が来た時は、先方の請いに委せて二両二分を與えられた。文久二年頃の事である。しかし、世間の嫉み猜みや無理難題には頓着なく、親神の御名はいよ／＼弘まり、のちによふぼくとして勤めた人々が、次々に引き寄せられて親里へ帰つて来た。文久元年頃には、櫛本村の西田伊三郎、同じく二年頃には前栽村の村田幸右衛門、同じく三年には豊田村の仲田佐右衛門（後に儀三郎）、辻忠作である。（『稿本教祖伝』P42）

「カタカナ本」に文久3年、安堵村の飯田家に赴いたことが出ています。また翌年元治元年に再訪した際には、「参拝者陸續絶エズ」とか、並松村醫師古川文吾らが訪れ、教祖に問答で負けたことなどが書かれています。この辺は、『御水屋敷人足社略伝』の内容と一致する部分もあり、『稿本』にある「二両二分を與えられた」という話は、こかん名義の吉田神祇官領裁許状の件と一致します。ただ、裁許状の件は伏せられ、金額だけが書かれたと考える事が出来ます。

二、文久三亥年、即チ三十六年前、師走、安堵村、飯田善六氏長男岩治郎、疾病ニテ、已ニ一命モ危フカリシガ、両親初メ一同、百方力を盡セドモ、致方ナク、仍テ教祖ノ御出ラ願ヒ、夜中、御着アルヤ否、岩治郎ハ稍々(※「こずえこずえ」あるいは「やゝ」)快氣ヲ覺エ、牡丹餅ヲ食スルニ至ル。(百方力ヲ盡セリトハ、生駒山寶山寺エ祈禱、奈良二月堂エ垢離(※こり)取り氏神エ跣足參リ等。門前醫師ノ籠數挺絶エザリシト云フ)飯田方ニ御滞在七八日間ニシテ、岩治郎病氣ハ全ク平癒セリ。

文久二年、即、三十七年前、教祖六十五歳ノ御トキ、當村絹屋ノ親族、安堵村、平井伊平方エ御越シ被遊サレ、帯屋ノ御助ケヲナサレ、危篤ナリシ病人御利益ヲ戴ケリ。三日目ニシテ全快セリ。

元治元子年、正月、再ビ、飯田方エ御出遊サル。御逗留四十日間程ニシテ、此間、参拝者陸續絶エズ。之レヲ嫉ミテ、並松村醫師古川文吾、奈良金剛院ノ兩人、従者ヲ従エ、堂々トシテ入り来リ、教祖ニ向ツテ狐狸ナドヽ云ヒ、已ニ、腕カエモ訴エントセシ故、教祖ニ神憑アリテ、質問セヨトノ仰ニヨリ、文吾ハ難問セシガ、一々御明答アル故、文吾ハ低頭平身、座ヲ下リ、罪ヲ謝セリ。

二月下旬、教祖御歸リ遊サレタリ。(初代管長様御手記、『教祖傳』明治卅一年七月三日) 【『復元32号』P263(『復元33号』P40)】

逸話編 『逸話編』におびやに関する話はこれしかありません。明治17年に教祖は2度、奈良監獄に拘留され、各地で教会公認運動が行われている時期です。こんな頃に教祖自ら御供を包むといったことがあったのか、疑問にも思えます。

一五一 をびや許し 明治十七年秋の頃、諸井国三郎が、四人目の子供が生まれる時、をびや許しを頂きたいと、願うて出た。その時、教祖が、御手ずから御供を包んで下さろうとすると、側に居た高井直吉が、「それは、私が包ませて頂きましょう。」と言って、紙を切って折ったが、その紙は曲っていた。教祖は、高井の折るのをジットごらんになっていたが、良いとも悪いともおおせられず、静かに紙を出して、／ 「鋏を出しておくれ。」／と、仰せになった。側の者が鋏を出すと、それを持って、キチンと紙を切って、その上へ四半斤ばかりの金平糖を出して、三粒づつ三包み包んで、／ 「これが、をびや許しやで。これで、高枕もせず、腹帯もせんでよいで。それから、今は柿の時やでな、柿を食べてもだんないで。」／と、仰せになり、残った袋の金平糖を、／ 「これは、常の御供やで。三つずつ包み、誰にやってもよいで。」／と、仰せられて、お下げ下された。

註 これは、産後の腹帯のこと、岩田帯とは別のもの。(『稿本教祖伝逸話編』P252)

前ページ上段部分の写真版です。「帯屋」とある部分は、飯田岩治郎のお助け話とは違う用紙に書かれ、P40と43が連続している内容の間に置かれています。また、P41左側の細かい字は困窮した時に初めて米四合が届けられたという内容です。P41は、おびや許しのお助けと経済的困窮を明示するために後から挿入されたと考えられます。

飯田方：御滞在七八日間ニシテ岩治郎病氣ハ
全ク平愈セリ
元治元年正月再ニ飯田方エ御出遊サル御
逗留四日間程ニシテ此間余持者陸續絶美
之レヲ嫉ミテ並松村医師古川文吾奈良全
剛院ノ兩人従者ヲ從エ堂々ト入リ来リ教祖
ニ向ッテ執鞭ナドト云ヒ已ニ腕力ニモ訴エトセシ故
教祖ニ神馮心アリテ質問セヨト仰ヨリ文吾難
問セシガ一々御明答アル故文吾ハ低頭平身座
ヲ下リ罪ヲ謝セリ
二月下旬教祖御歸リ遊サレタリ

日々困窮の極食物ナクナレリ其ノトキドレ
位ツマラントテモツマラント云フナドレ位
ツマラントテモ乞食ハサ、ヌト□□レタリ
我身働キテ自立ノ決心ニアリ遂ニ食物ガナ
クナリシトキ他ヨリ四合ノ米ヲ以テ助ケヲ
頼□□来レリ是世界ヨリ持来ル初メナリ

『復元33号』 P40~43
女久三年即三十七年山教祖六十五ノ御中
ノ親疾安酒村平井中平方エ御遊レ被遊リ帯屋ノ
御助ケヲナサレ危篤ナリ病人満カキ血ヲ齧ケリ三日目ニ
シテ全快セリ
日々困窮ノ極食物ナクナリ其ノトキドレ位ツマラントテモツマラント云フナドレ位ツマラントテモ乞食ハサ、ヌト□□レタリ我身働キテ自立ノ決心ニアリ遂ニ食物ガナクナリシトキ他ヨリ四合ノ米ヲ以テ助ケヲ頼□□来レリ是世界ヨリ持来ル初メナリ

安政五年即四十一年前村清水惣助ノ妻ユ
キナル者帯屋タメナリ
大久三亥年即三十八年前師走安堵村飯田善
六氏長男岩治郎疾病ニテ已ニ二命モ危フカ
リ方兩親始メ一同百方カラ尽セドモ致方ナリ
乃テ教祖ノ御出遊願ヒ夜中御着アルヤ否岩
治郎ハ稍々快氣ナリ覺エ杜丹餅ヲ食スルニ
至ル(百方カラ尽セリトハ生駒山宝山寺江村傳本良有堂王
祐雄氏ハ神工既定ナリ寺口前医師説教祖徳信ナリト云フ)

「みかぐらうた」には、五下り目ニッに「おびや」があります。教祖存命中のみかぐらうた本では、「おびやほうそ」になっているのに、現行本では「おびやはうそ」です。「ほ」が「は」に変化したのは、明治34年発行の再刊本からです。

「みかぐらうた」に「おびや」が出て来るので、「をびや許しが道あけとなり、お道は四方へ伝わった」ということになったのですが、『稿本教祖伝』の記載の根拠を見てきた限りでは、史実的には、おびやだすけが広く行われたということは記録上には見えてきません。

下の文は「みかぐらうた」「おびや」の解釈例です。上田氏のものでは、神社などで交通安全のお守りをもらおうといった感覚のような気がします。教内では、「おふでさき」に倣って、「をびや」と表記するのが普通ですが、「みかぐらうた」は「おびや」です。

此ノ章ノ大意ハ救済ノ恩寵ガ疾病ニヨリテ代表セフレタル總ベテノ禍害ヲ断除スルコトヲ示サレタルナリ

ふしぎなたすけハ靈妙ナル救済ナリこのところトハ人間改造ノ元始地ナル地場ヲ言フナルおびやはうそのゆるしだすトハ胎産疱瘡ヲ悩ムモノニシテ即チ疾病ナリ蓋シ教祖在世ノ時胎産疱瘡ヲ悩ムモノニ救済ノ恩寵最モ著キコトアリシナリ本章ノ意蓋シ之ヲ指セルナルベシ・・・・

(『御神楽歌述義全』P70. 1906(明治39). 中山新治郎)

一ッ ひろいせかいのうちなれば たすけるところがまゝあらう

広い世界の中には、人だすけをする所も、あちこちに数多くあることであろう。

ニッ ふしぎなたすけハこのところ おびやはうそのゆるしだす

しかし親神じきじきの不思議なたすけは、人間創造の元の親里であるこのちばの理によってのみ現わすのであって、その道あけとして、産屋疱瘡の許しを出す。

おびやゆるし 妊娠六ヵ月以上になったならば、おちばへ願い出ると、元の親里の理によって安産をお許しくだされる。このお許しを戴いた者は、誰でも皆安産させていただけるのである。

はうそのゆるし このお許しを戴いた者は決して疱瘡にかからない。今は証拠まもり、すなわちご神符のうち小人のおまもり、すなわち十四歳以下の者の戴くおまもりにこの理はおつけくだされている。(『みかぐらうた略註』P26. 上田嘉成. 1949)

ひろいせかいのうちなれば
たすけるところがまゝあらう
ふしぎなたすけハこのところ
おびやはうそのゆるしだす
言みづとかみといおなとといと
あらればよこれをおびいきる

「ほ」から「は」への変更ー明治34年

「をびやはうそ」の「ほ」から「は」への変更は、明治34年であることが「みかぐらうた字句考」から分かります。明治21年に公刊本が出され、その再版として出たときに変わりました。明治33年9月に一派独立用の文書として「御神楽歌釈義」が外部の学者を聘して作られました。そのときに文法的に訂正してはとの意見があったためのようです。

(教祖様御存命中後のものとしては) 明治廿一年十一月に発行された「御かぐら歌」と、明治卅四年六月に発行された「御かぐら歌 全」とがある。前者は天理教會所本部蔵版として前川菊太郎氏の名義を以て、東京で発行されたものであり、後者はその再版として天理教會本部名義を以て、おちばで発行されたものである。然も、この両本を見るに、前本の執筆者は不明(或は前川菊太郎氏の筆か?)であるが、後本は明らかに初代真柱様の御筆になったものであって、再版とは言ふものゝ、その仮名づかひにも多少の相違がある。

余談になって恐縮ではあるが、それについては明治三十三年十一月五日(旧九月十四日)に、「十二下り神楽歌本の是迄の分、文字の違を訂正の上、再版致度御許の願」として「おさしづ」を仰いであられることによっても、その事情の大體が推察出来る。即ち、その頃學者を聘して、「みかぐらうた」の註釈書を別に作らせてゐられた様子であるが、字句の用語について文法的に訂正してはとの意見があったところから、かくは「おさしづ」を仰がれたらしく、その結果再版といふ段取りになったものであらう。(『復元11号』「みかぐらうた字句考」山澤為次.P58.1948)

(ほ)	(に)	(は)	(ろ)	(い)
二ツふしぎなたすけハこのところをひやはふそのゆるしだす	二ツふしぎなたすけハこのところをびやほふそのゆるしだす	二ツふしぎなたすけハこのところおびやほふそのゆるしだす	二ツふしぎなたすけハこのところおびやほふそのゆるしだす	二ツふしぎなたすけハこのところおびやほふそのゆるしだす
御勤之歌	御勤之歌	御勤之歌	御勤之歌	御勤之歌
拾貳下り御勤之歌	御勤之歌	十二下り御つとめの歌	御かぐら歌	御かぐら歌 全
(明治十四年己五月發行)	(明治十五年八月發行)	(明治十七年發行定推)	(明治廿一年十一月發行)	(明治卅四年六月初版發行)

『復元11号』P59,79

明治三十三年十一月五日(陰曆九月十四日)十二下り神楽歌本の是までの分、文字の違いを訂正の上再版致し度く御許しの願
さあ／＼尋ねる処／＼、さあ理というもの、変えようにも変えられはせん。理を変えて道があるか。理を変えて居るもの世上にまゝある。この道聞き分け。文字抜き差し、上が下に、下を上、言葉の理に変わり無ければ幾重の理もあろう。一文字でも理が変わりたら。堅く／＼言うて置く。とても／＼理を変わりては道に錆を拵えるも同じ事。一つの道具、そこに使う道具無かったら、皆んな揃うて居ても見て居にゃならん。どうでも一つの理を欠く事出来ん。つとめに手を抜いたる処あれば、心に唱えたら同じ事。すっきりと人間心で、こらどうそらどう、理を抜いたら、これは半文字もいかに。 / 押して、再版の事願
さあ／＼理の変わる事すっきりならん。理が変わらにゃ、上が下になるやら、下が上になるだけ。理が変わらんよう。

「おびや許し」は男女平等の教えー八島説

八島氏は天保11年の教祖自身の「おびやだめし」に疑問を呈し、「みかぐらうた」にある「おびやゆるし」について、「女松男松隔てないということが、おびや許しの根本思想」であるとしています。そしてこの根拠として、自身の布教体験を語っています。「をびやゆるし」は安産のことだと天理教では説明していますが、それを根拠付ける資料が少ないことなどを考えると、一考の価値があります。

……文久から明治の初めまでの間にかけて、それまでの宗教家が当然のこととして説いてきました因果応報の教えが信ずるに足りないものであるという態度をはっきりとお示し下さいまして、元始まりの真実を明かされたわけです。／ けれどもこれは非常に簡単な表現で、聞いた人が誰でもわかるものであったと思うのです。／ 特に因果応報の輪廻の思想を否定されておりまして、女松男松の隔てはないというおふでさきは明治になってからですが、文久年間の頃から、おびや神様としての名が世間に広まっていき、おびやの思想を教祖が初めて説かれたのは、天保十一年に、御自身の流産を通して、これが「おびやだめし」だということでおっしゃられたというのですが、これがこの当時教祖御自身が言われたことなのか、後の人々が言ったことなのかよくわかりませんので、保留することにいたします。／ 女松男松隔てないということが、おびや許しの根本思想なのです。これなくしておびや許しは成り立たないのです。／ お産の迷信と言いますけれども、まず一番の迷信は、男女差別という迷信であった。お産そのものよりも、女は業が深いものである、お産は女の「大厄」だというのですが、教祖のお話を聞いた人たちは女の「大役」というように書いたのです。／ ー中略ー／ こうした「女は業が深い者や」というような言葉で差別されていることがお産の一番の障害なのです。この差別思想が女性を不幸せにしてきたのです。こう言いますと、「女松男松隔てなくと言ってどうして助かるのか、教祖のそばに行くといきどんどん助かったというのは、ほかに何か拝み祈祷の特別な効力があつたのじゃないか」というように今でも考えている人もおります。／ けれども実際にお助けに当たってみますと、今まで差別的な家庭で苦しんでいた人は、初対面の私らが女松男松の隔てはないと言っただけで、生き生きと目が輝き、パッと顔色を取り戻すという現象が現われるのです。／ 教祖のそばに行かなくとも、ゆがんだ家庭の中で女だからと追い詰められ屈従を強いられていた人が、人間の本性は女松男松の隔てはないんですよ、女の人でも尊い存在なんですよ、ただわからず屋の男性をいたわり今の家庭をおさめているのがこういう姿なんですよというように言われると、それだけで心の整理ができ、勇めてきて力が湧いてくるという姿は、実際に人間に触れてみるとわかるのです。／ そんな言葉で何が助かるのですかと言うのですが、そんな言葉で助かるのです。その証拠に、女松男松隔てないと言われて、その言葉だけでシュンといきむ男性がいるのです。カッカ頭に來たり文句を言っている人は幾らでもあります。それと逆に、その言葉だけで女性はぐんぐん勇んで力を持つのです。心の中の微妙な違いというものはそういうところから出てくるのです。

女性が生き生きと自分の値打ちに目覚め、陽気づくめの世界に役立つという生き甲斐をもって働き出すところに、今までの男女差別でゆがめられていた、そのゆがみからくる病気もどんどん回復するのです。（『ほんあづま165号』P18. 1982. 11月. 八島英雄）

「おふでさき」には、「をびや」が6回出てきます。七号に5回、八号に1回で、明治8年2月から5月にかけて書かれました。この時期、教祖の周りで妊娠していたのは、こかんです。七一40に「をびやたすけのためしはぢめ」があるということは、これ以前にはおびやのためしはなかったということになり、『稿本教祖伝』にある教祖44歳の時のおびやためしや、おはる出産時のおびや許しと矛盾してきます。

七号40. いまゝてもいかなるみちもとふりたが をびやたすけのためしはぢめや
 41. このたびハをびやたすけのしんぢつを はやくたすけを月日せけども
 78. いまゝでもをびやほふそのこのゆるし なんとをもふてみながいたやら
 80. これからハをびやたすけもしいかりと せつなみなしにはやくむまする
 97. このつとめどふゆう事にをもうかな をびやほふそのたすけ一ぢよふ
 八号32. またたすけをひやぢうよふいつなりと のぼしなりともはやめなりとも

「よろづのつとめ」と「をびや」(『稿本教祖伝』P186)

七一97のおうたは、『稿本教祖伝』では、合計12通りの「つとめ」の一つとして解釈されています。

親神は、よろづたすけの思召から、つとめの支度を促され、

なにもかもよふきとゆうハみなつとめ	めづらし事をみなをしゑるで	七	94
たん／＼とつとめをしへるこのもよふ	むねのうちよりみなそふぢする	七	95
あとなるハにち／＼心いさむでな	<u>よろづのつとめ</u> てへをつけるで	七	96
このつとめどふゆう事にをもうかな	<u>をびや</u> ほふそのたすけ一ぢよふ	七	97
このたすけいかなる事とをもうかな	ほふそせんよのつとめをしへる	七	98
このみちをはやくをしへるこのつとめ	せかい一れつ心すまする	七	99
このはなしどふゆう事にきいている	せかいたすけるもよふばかりを	七	100

かんろだいのつとめの手は、よろづたすけの場合と、願に相応わしく、をびや、ほふそ、一子、跛、肥、萌え出、虫払い、雨乞、雨あずけ、みのり、むほんの場合と、合計十二通りを教えられ、身は健やかに齢永く、稔り豊かに家業栄え、世界が平和に治まるよう、何缺ける事のない陽気ぐらしを引き受けられた。(『稿本教祖伝』P186)

昭和3年版「註釈」には、小寒の妊娠と流産が書かれていた

昭和3年版の「註釈」は、「明治八年、小寒女は梶本家に在って身重となられ間もなく流産された」と明記していますが、12年版では「明治八年六月より小寒様は重く身上にお手入れを受けられ」とその妊娠は消されてしまい、それが現行版に引き継がれています。『稿本教祖伝』のような書き方だけでは、当時の状況は分からないでしょう。なぜ「妊娠→流産」を削除したのか、おびや神様の娘が、流産が元でなくなったのでは具合が悪いからでしょうか。また明治8年にこかんが妊娠していたのでは、明治8年2月に執筆された七号の72「なわたまへはやくみたいとをもうなら 月日をしへるてゑをしいかり」との関連を疑われる、と考えたのでしょうか。

おはるが出産がもとで亡くなったというの、語られません。明治5年6月17日に梶本櫓次郎が生まれ、翌18日におはるが亡くなったというのが今の通説です。

魂のいんねんにより、親神は、こかんを、いつ／＼迄も元のやしきに置いて、神一条の任に就かせようと思召されて居た。しかし、人間の目から見れば、一人の女性である。人々が、縁付くようにと勧めたのも、無理はなかった。こかんは、この理と情との間に悩んだ。／ 第十一号前半から中頃に亘り、この身上の障りを台として、人間思案に流れる事なく、どこ／＼迄も親神の言葉に添い切り、親神に凭れ切って通り抜けよ、と懇々と諭されて居る。（『稿本天理教教祖伝』P131）

【十一号.昭和3年版註釈】註（二五一四〇の総註）

明治四年陰暦六月十七日、櫓本村に於ける梶本惣次郎氏の妻女春子女（御教祖の第三女）が逝去されたが、当時、梶本家には、十五才を頭に当年生まれの五人の子供があつて、家事万端に就て種々の困難を感じていられたので、其後妻として春子女の妹たる小寒女を懇望された。然し、御教祖は神意のまゝに／＼容易に之を承諾されなかった。と言ふのは小寒女はだばに因縁ある魂を持って居られたので、此方をおぢばに留めおいて、何日までも親神様の御用をおさせになる思召だったからである。

（本号28,29,30,31,32のお歌及び、69－72註参照）

然るに、尚梶本家からは再三の懇望がある上に側々の勧めもあり、且其家事の苦境に対して充分同情すべきものがあつたから、当時戸主であつた秀司先生及び本人の小寒女も遂に人情に絆されて御教祖の思召に反して梶本家に赴かれることになった。然し神意の宏遠は人意を以て計り難く、其後、明治八年、小寒女は梶本家に在って身重となられ間もなく流産されたが、産後の経過思はしからず、益々様態が悪くなったので、此処に初めて神意の厳として動かすべからざるを悟られ、遂に意を決し病を犯して御教祖の許に帰宅されたが、時恰もお屋敷の門屋新築の件に関し、御教祖が奈良監獄へ二十六日から三日間御苦勞下されたのを合図立て合いとして、その御留守中の八月二十八日、三十九才を一期として遂に御帰幽あそばされた。御教祖は其日監獄からお帰りになって之を御覧遊ばされ、暫し御愁傷の態であつたが「お前は何処へも行くのやない。蟬の抜殻も同じこと。魂は此屋敷に留まっている。また此屋敷に生れ帰って来るのやで」と、宛然(※えんぜんーさながら)生ける人に物言ふ如く微笑やかに仰せられたといふ。（第九号36－39註参照）

「たまへ」はこかんのおなかの子として七号を読みかえる

ここから、「おふでさき」のおうたの具体的な解釈を検討していきましょう。まず、40, 41の「をびや」です。【註釈】は「をびや」の説明をするのみで、なぜ明治8年に「をびやたすけのためしはぢめ」と書かれたのかという個別の事情についての解釈をしていません。数ある「おふでさき」の解説本で、当時の事情に基づいて解釈を試みているのが、『おふでさきを学習する』（安井幹夫.2016）です。ここで安井氏は37. に注目して、「身上に知らせるの意」（これを前者）をまず挙げ、ついで40. の「をびや」に目を向け、子供の誕生に関わることだとします。そして72. なわたたまへはやくみたいとをもうなら 月日をしへるてゑをしいかりから、「たまへ様誕生にまつわる史実」（こちらが後者）としています。ここで7号が書かれたときに妊娠していたのは誰かがポイントになります。秀司とまつゑの子であるたまへ（出生時は「まち」）は、明治10年に生まれています。ですから72. の「たまへ」とはこかんのおなかの子としか考えようがありません。その様に考えると、前者、後者という区別はなく、妊娠も含んだこかんの身上だけの問題になります。（たまへ出生に関する話は他で詳説しているので此处ではふれません。）

七号35～37で、次のようにいわれた。

いまでも今がこのよのはじまりと ゆうてあれどもなんの事やら 七 35 /このたびのちうよぢざいでとくしんせ いまでこんな事ハしろまい 七 36
月日よりたいないよりも入こんで ちうよぢざいをみなしてみせる 七 37

35の「今がこのよのはじまり」をどう理解するか。29でつとめの利益について言及されていることから、つとめにかかわってのお話であることが推測できる。いわば、つとめが「この世を初めかけたも同じ事」（六号7）といわれていることとを考えあわせてみると、つとめの段取りをすすめていることは、まさに「今がこの世の始まり」ということになるだろう。そのうえからも、元初まりの話も説いたのであるが、人間はなんのことであろうかと、それをまともに信じようとしない。だから胸の掃除を急いでいるのである。そこで、体内に入り込んで、自由のはたらきをあらわすので、それをみて得心するようにいわれたのである。

37の、月日が体内に入り込むとは、二つの場面が考えられる。一つは、胸の掃除という話の脈絡からすれば、銘々の身の内に、ということで、身上に知らせるの意になる。この解釈は、31～32で、「銘々の内の話や」「胸の内より真実を出せ」といわれていることから導かれる。／ 一方、39～40で、

このさきはいつになりてもこのどふり ちうよぢざいはやくしらする 七 39 /いまてもいかなるみちもとふりたが をびやたすけのためしはぢめや 七 40
と、をびやたすけに話がすすんでいることからして、子供の誕生にかかわることがらを指す、といえるのである。それも、親神のはたらきをみせ、信じることができるようにするということからすると、そばな者たちにかかわるものということになるだろう。

その点については、65～72で、たまへ様誕生にまつわる史実に触れられていることが根拠となる。どちらかといえば、この後者の意が強いようにも思われるが、前者も棄て難いものがあり、両義にとっておきたい。（『おふでさきを学習する』P276.安井幹夫.2016.私家版〈初出「みちのとも」連載〉）

世界並みの心のそうじと、つとめの完成を求める

ここの引用は、前ページから続けて書かれています。「そのための掃除」とは〈30. なにもかもこのせきこみがあるゆへに むねのうちよりそふぢいそぐで〉、〈95. たん／＼とつとめをしへるこのもよふ むねのうちよりみなそふぢする〉のことでしょう。

次ページの「この年、『をびや』『ほふそ』のつとめを、その後引き続き『肥』『萌え出』などのつとめを教えられた」とあるのは、『稿本教祖伝』(P188)の記述に合わせたもので、12通りのつとめを教えられたかどうかは、再考の余地があるように思います。

教祖にとって、こかんをおやしきに呼び戻し、つとめの完成を急ぐことは、梶本の妻であるとか、妊娠したとかという問題を超えた最優先事項だったのです。

いずれにしても、大事なことは、自由自在のはたらきをみて、おやさまのお話が良実の話であることが分かり、心に治まるということである。つまり心が澄むということである。**そのための掃除**なのである。50～56で、あらためてそのことを強調される。まず、／ 月日よりぢうよぢざいをしんぢつに はやくみせたいこれが一ぢよ 七 50 / こらほどにをもう月日のしんぢつを そばの心わまたせかいなみ 七 51 / とのよふな事をゆうのものにんけんの 心でわない月日ころや 七 52

と、神は自由自在のはたらき — つとめによる — を早くみせたいと思っているが、それにしても、そばな者たちは、いまだに世界なみで、おやさまに人間心が混じっているように思っているのではないか。それでは、つとめによるはたらきをみせることができない。何よりもおやさまのお話しになること、なされることは、まったく月日の心からなのであって、まずそのことを心に治めてもらいたい、といわれた。その点をさらに念をおされる。

しかときけこれから心いれかへて にんけん心あるとをもうな 七 54 / いまでハをなじにんけんなるよふに をもっているからなにもハからん 七 55
これからハなにをゆうにもなす事も にんけんなるとさらにをもうな 七 56

といわれた。おやさまが月日のやしろであることを信じる。そこに私たちの信仰の根本がある。そして57～64で、うちからせかいへ、過去から現実の姿に触れつつ、将来へと視線を転じられた。話としては追加的である。／ いまてハひがらもちいときたらんで なのよの事もしかゑいたるで 七 57 / と、まず過去を振り返られた。「しかゑ」とは控えの意である。次いで、

このさきハとのよな事をゆうにもな こわみあふなきないとをもゑよ 七 58 / これから八月日ではばりをするほどに どんな事でもかやいてやる 七 59
と、月日ではばり（出張り）をするといわれる。ちばから他の所へと積極的にかやしをしていくと宣言された。それについて、そばな者たちが、どんな事が起こってくるのだろうか、怖い危ないと思うので、そんなことはない、前もってお断りになった。そして高山、上が、親神の人間たすけたい心から、いろいろなさっていることを分かれば、自由なはたらきを現すことができると述べられ、／ 月日よりこのぢうよふをせかへぢうゑ はやく一れつしらしたるなら 七 64 / といわれて、話に段落をつけられた。下の句の最後に「たすかるのになあ」という言葉を補足しておきたい。これは何度も触れるように「つとめのりやく」をせかいの人々に早く知らしたいのであるが、その準備をすすめているにもかかわらず、せかいの者がおやさまの話信じず、ゝ

♪ 分かろうとしないことを嘆息されてのおうたである。

そこで、37、38で匂わされていた自由のはたらきについて、具体的に述べられることになる。それが65～72のたまへ様誕生にかかわっての話である。そして話は、をびやほふその許しに及ぶ。76～77で、

これさいかはやくみへたる事ならば どんなものでもかなうものなし 七 76

月日よりこれをしいかりみせたなら あとのしごとどんな事でも 七 77

と、自由のはたらきが実現してきたならば、どんな者でもかなうものはなく、世界たすけに向けての仕事（段取り）もできてくることをいわれた。その具体例が78～80で、次のように述べられる。

いまでもをびやほふそのこのゆるし なんとをもふてみながいたやら 七78 / このたびハどんな事でもすきやかに みなしんちつにゆうてきかする 七79

これからハをびやたすけもしいかりと せつなみなしにはやくおまする 七80

をびやほふその許しを、それまでとは違って、つとめをして出していくことをいわれた。そこで、

つとめについて81以降に説明を加えられる。81～84で、

たん／＼と口でなに事ゆうたとて 月日ゆうよにせねばいかんで 七 81 / 月日よりなにの事でもしいかりと ゆうよふにせよちがう事なし 七 82

どのよふなたすけするのみなつとめ 月日ゆうよにたしかするなら 七 83 / しんちつの心あるなら月日にも しかとうけやいたすけするぞや 七 84

と、まずおやさまの仰せになることに間違いはないので、素直に従っていくことを繰り返して強調された。人間の真実をうけて、それもつとめによってたすけていく、といわれた。だから、つとめの完成が急がれる。

こらほどに月目の心せゑている そばの心もつとめこしらゑ 七 86 / このもよふなにばかりてはないほどに とんな事でもみなつとめやで 七 87

つとめでもをなち事てはないほどに みなそれ／＼とてへをふしゑる 七 88

と述べられた。88の「それ／＼と手を教える」とは、明治八年陰暦五月二十六日に、ちば定めがあった後、みかぐらうた第三節を教えられ、続いてこの年、「をびや」「ほふそ」のつとめを、その後引き続き「肥」「萌え出」などのつとめを教えられた、という出来事として現れてくる。

さらに、陽気づくめはつとめの勤修から、神の守護によってなってくるものであることを教えられる。

にち／＼によふきづくめとゆうのわな いかなる事やたれもしろまい 七 93 / なにもかもよふきとゆうハみなつとめ めづらし事をみなをしゑるで 七94

といわれて、めづらし事、すなわち、をびやほふその許しについて、あらためて触れられた。97～99で、

このつとめどふゆう事にをもうかな をびやほふそのたすけ一ちよふ 七 97 / このたすけいかなる事とをもうかな ほふそせんよのつとめをしへる 七98

このみちをはやくをしへるこのつとめ せかい一れつ心すまする 七 99 / と述べられている。

これまでのをびや許しをどう思っていたのか（78）といわれるのは、どこにでもあるような、ただ単なる安産の神様だという程度に思っていないか。そうではないぞ、人間を初めだしたる理をもって、許してきたのである。しかも、このたびはつとめを勤修して、陽気づくめの世の中にしていく段取りをすすめている。そのつとめをもって、まず安産、疱瘡の許しを出していく、といわれたのである。（『おふでさきを学習する』P276～281.安井幹夫.2016.私家版〈初出「みちのとも」連載〉）

32のお歌に、「をひやぢうよふいつなりと のばしなりともはやめなりとも」とあります。七一40の註釈にある「真実の心次第では産期を早めたり遅れさしたり、自由自在の守護をして頂ける不思議なたすけ」とあるのは、これを根拠にしているのでしょう。ただ、これに続く33では、「よいなる事とさらにをもうな」とあります。これをそのまま読むと「良いなる事ではない＝悪いことである」と解釈でき、32の内容を否定する意味になります。これでは具合が悪いので、【註釈】は「よいなること＝軽々しいこと」としています。

『正文遺韻』『帯屋許之理』でも、産期を延ばしなりとも早めなりとも、自由自在に守護してくださる安産の神様とあります。ここでは「よい」の解釈が問題です。

八号

25. このよふのほん元なるとゆうのハな このところよりほかにあるまい
26. このはなしどふゆう事にをもうかな どふゆはなしもみなしたいから
27. このよふをはじめだしたるしんぢつを みな一れつハしよちせゑねば
28. どのよふなたすけするにも人なみの よふなる事ハゆうでないから
29. いまゝてにみへたる事やある事わ そんな事をハゆうでないそや
30. これまでにない事ばかりゆてきかし しんぢつよりのたすけするそや
31. このたすけどふゆう事にをもうかな ほふそせんよのまむりこしらゑ
32. またたすけをひやぢうよふいつなりと のばしなりともはやめなりとも
33. こらほとどのぢうよじさいをゆうのまな よいなる事とさらにをもうな
34. 月日にハたいて心ハつくせとも せかいぢううハまだせかいなみ
35. このよふをはじめたしたるほんしんを ゆうてきかさん事にをいてわ
36. このよころつとめばしよハにんけんを はじめだしたるところなるそや

【八号31,32註釈】三一、三二、この真実からのたすけとはどういうたすけと思うか。それは、ほふそ除けの守りをこしらえて渡し、又、をびや許しを出して、**産期を延ばしなりとも早めなりとも、自由自在に守護する**というたすけをする。

【33註釈】三三、これ程の自由自在のたすけをするというのは、決して**軽々しいこと**と思うでない。親神の方には深い深い考えがあつてすることである。

七号40. いまゝてもいかなるみちもとふりたが **をびやたすけのためしはぢめや**

【註釈】四〇、人間創造以来、いろいろ様々の道中を通して来たが、この度よふきづとめによってをびやたすけを行うという事は、実に、この世創めて以来未だかつて無かった事である。

註 をびやたすけというのは、をびやの許しを頂いた者は、極く安々とお産が出来、産後いろいろの忌みものの必要もなく、直ちに起きて平常通り働く事が出来る。又、真実の心次第では産期を早めたり遅れさしたり、自由自在の守護をして頂ける不思議なたすけである。／人類創造の際、親神様がちばで人間を宿し込まれた理によって、ちばでをびや許しを授けられる。従つて、この許しは、ちば一つに限られている。

帯屋許之理 さて、此の帯屋ゆるしと申しまするは、はらおびいらず、どくいみいらず、もたれものいらず、七十五日の身のけがれなしと申しまして、産後の身のけがれを払ひ清めて被下まして、常、平日之通り、はらおびをしたり、どくいみをしたり、もたれものをしたりせぬでもよいやうに、御許被下のであって、『是は人間はじめた元の親、又元の地場の証拠に、この屋しきから許を出すのやで』と聞かせられます。ゆゑに、御地場へ願ひ出ずに、勝手に神様へ願つて致しましては、間違ひが出来ます。

そこで、いかなるものでも、懐妊して臨月となりましたら、本人か、夫か、又は両親のうちで願ひにでますれば、速かに許を下げて被下、そこで、

『神のいふ事うたがふて、うそと思へばうそになる。真実に、親に許して貰ふたと思ふて、神のいふ通りにする事なら、常の心のよし、あしをいふやない。常の悪しきは別にあらはれる。産に付ては疑りの心さへなくして、神の教へ通りにすれば、速かに安産さす。常の心に違ひなくとも、疑つてあんじた事なら、あんじの理がまはるで』と御聞かせ被下まして、御供を三包御下げ被下ます。一包は頂いてうちへ帰りましたら、すぐにいたゞく。是身二つになるまで、親子故障のない為。

又一包は、いよ／＼出産のけがついたといふ時に、しづかに神様へおあかりをあげて、何卒おあかりのしめるまでに、安産さして下さいませと、一心に願ふて頂く、是は、はやめのため。

それからちゃんと出産して、あとかたづいて、場をなほつた所で、一包いたゞく。是がきよめの御供である。

是をいたゞけば、もう常の通りにて、身のけがれなし。神様が許して被下たのであるから、どういふ事をして、どういふ所へでも、身がけがれてゐるから、わるからうか、なぞとおもふやない。又はらおびも、出産迄はしてゐんければなりません、産後ははらがたよりない、なぞと思ふて、ひも一と筋でもしめようかと思ふたら、理をうたぐるりになる。又座布団一枚でもかつて、枕を高くしようかと思ふてもちがふ。

又これはすきなものや、たべたいけれども、たべてはわるからうかと思ふても違ふ。神様がゆるして被下たりをうたがはん以上は、清めの御供を頂いたら、もう常、平日の通り、少しもあんじては違ひます。あんじずして、神さまにもたれて居れば、決して少しもさはるといふ事はござりません。

又『おびやじいうよう、のぼしなりとも、早めなりとも』と被仰て、その時の都合上をもって、のぼしていただきたいと思ふて、一心に願へば、のぼして被下、また、はやめていたゞきたいと思ふて、一心に願へば、はやめてくださる。都合のよい時に安産さしてくだされまするは、実に神様のじいうようを、みせてくださる事にて、有難くも、めずらしい御助けでござります。

そこで、このおびやゆるしは、よろづ助けの道あけと被仰まして、一番早く御教へ被下たのであります。それですから、元治、慶應の頃までは、この神さんで、いかなる病氣もたすかると云ふ事はしらずして、多くは安産の神様であると思ふて居たといふ事があります。（『改訂正文遺韻.復刻版』P29.諸井政一.〈昭和12(1937)年発行『正文遺韻』ではP40〉）

「よい」は「容易」か、「良い」か

「おふでさき」に「よい」は7例あります。『用語おふでさき集』では「よい(容易)」として、7例すべてを「容易」として解釈するのが通例です。具体的には、「よいなる事でない」を「容易なことでない」「深い深い考えがあつてすること」などとしています。

ただ、7例のうち、十六ー50を除いては「よいなる事でない」なので、「容易」よりも「良い」の方がいいのではないかと思います。このように解釈すると、「おふでさき」で指摘されている事例は「良いことでない＝悪いこと」となってしまうので、これを避ける意図があると思われます。

用例を個々に見ていくと、容易、良い、どちらにもとれる場合もありますが、ここで問題にしている八ー33は、「よいなる事ではない＝悪い」ではないかと思えます。そうすると、何が悪いことなのかと言え、32の「のばしなりともはやめなりとも」ということになります。

よい よい	しんちづの月日いいふくさんねんわ よいなる事でないともゑよ	六 71
よい	こらほとんどのうよじさいをゆうのものな よいなる事とさらにをもうな	八 33
よい	今日の月日の心さんねんわ よいなる事でないともゑよ	十二 22
よい	このためしまこと月日のさんねんわ よいなる事でないともゑよ	十二 117
よい	このたびの月日ざねんとゆうものわ よいなる事でないともゑよ	十三 32
よい	こゝまでもよいなくときやないほとに このたびこそハしやんするよふ	十六 50
よい	けふの日の神のさんねんりいふくわ よいなる事でないともゑよ	十六 52

『用語おふでさき集』 P522.2001.天理教青年会本部

六号 70. 月日よりつけたなまいをとりはらい このさんねんをなんとをもうぞ

【註釈】七〇、親神がつけた神名を、ただ人間心から取り払おうとするが、この親神のもどかしさの程を皆は何と意思しているか。
註 明治七年陰暦十一月十七日、奈良中教院から召喚を受け「天理王命など言う神はない。宜しく向後かような神を尊奉しないよう。」との、信仰差し止めの厳命をされた事について述べられたものである。

71. しんちづの月日いいふくさんねんわ よいなる事でないともゑよ

【註釈】七一、神名を取り払おうとする事に対する真実の親神の激しいもどかしさは、容易なことでない、と思うがよい。

八号31.このたすけどふゆう事にをもうかな ほふそせんよのまわりこしらゑ 32.またたすけをひやちうよふいつなりと のばしなりともはやめなりとも
【註釈】三一、三二、この真実からのたすけとはどういうたすけと思うか。それは、ほふそ除けの守りをこしらえて渡し、又、
をびや許しを出して、産期を延ばしなりとも早めなりとも、自由自在に守護するというたすけをする。
33.こらほとんちうよじさいをゆうのもな よいなる事とさらにをもうな
【註釈】三三、これ程の自由自在のたすけをするというのは、決して軽々しいことと思うでない。親神の方には深い深い考えが
あつてすることである。

十二 22.今日の月日の心さんねんわ よいなる事でないともゑよ

【註釈】なし 参考『おふでさき通訳』《よいなる事→容易な、軽いこと。》

十二 116.しよこふもとふゆう事にをもうかな みのうちよりにたしかためしを

117.このためしまこと月日のさんねんわ よいなる事でないともゑよ

【註釈】一一六、証拠とはどういう事、と思っているか。それは、身上に試しがかけてある。その身上のたすけづとめを機縁として確かな証拠を出したいと思っている。

【註釈】一一七、身上に現しているこの試しの精神を、よく汲みとれないのが、親神にとっては遺憾千万である。

十三号 31.このもとをどふぞせかいへをしへたさ そこで月日があられてゐた 32.このたびの月日ざねんとゆうものわ よいなる事でないともゑよ

33.月日にハこのしんぢつをせかへちゑいゑ どふしてなりとをしへたいから 34.それしらず月日ゆう事みなけして あとわにんけん心はびかる

35.このさきハ月日のざねんりいふくを みなはらすでなこれがしよちか

【註釈】なし 参考『おふでさき通訳』—「よいなる事」→「容易なること」

十六 48.いまでも神のくときわたん／＼と いろ／＼といてきたるなれとも 49.いかほどにくどいたとてたれにても きわけがないをやのさんねん

50.こゝまでもよいなくときやないほどに このたびこそハしやんするよふ

【註釈】五〇、これ程までに言う親神の急き込みは、並大抵の事ではないのであるから、今度こそは、よくよく聞き分けて思案するようにせよ。

51.このはなしなんとをもちてきいている つもりかさなりゆへの事やで

52.けふの日の神のさんねんりいふくわ よいなる事でないともゑよ

【註釈】なし 参考『おふでさき通訳』⇒《「よいなる事でない」→「容易なことではない」》

「32. またたすけをひやぢうよふいつなりと のばしなりともはやめなりとも」「33. こらほとのだうよじさいをゆうのもな よいなる事とさらにをもうな」の「よい」を「良い」と解釈すると、「さらに思うな」と続いているので、「良くないこと」になり、「のばしなりともはやめなりとも」は良くないことになります。このような解釈をしたのが八島英雄氏です。

〈『ほんあづま282号』.1992〉

〈P6〉

「をびやぢうよふいつなりと のばしなりともはやめなりとも」というのも、秀司さん達の営業の看板でした。／ この神様にお願ひすれば、妊娠期間を短くも長くもできると言って宣伝していたのです。／ 田植えの時期を避けられる、忙しい時を避けられるのではないかと、大変に繁盛する売り物だったのです。／ そういうものもおびや許しの中に取り込んで営業していたのです。／ 教祖は、流産や早産をしてしまうことはあるが、人間の都合で、忙しい時を避けて、思った通りの時期にお産できるとは教えていないといっているのです。／ 秀司さんや山中忠七達が、お産の時期を変えられると、おびや許しをそのように説いて営業していたのです。／ 安定した調和のとれた心であれば丁度良い時期に生まれますが、心使いによって早くなったり、遅くなったりします。／ 心使いが間違っている場合には早く生まれてしまうことがあります。／ 妊娠期間は、予定の期間いっぱい胎内にいる方が子供の将来にとって良いというのが常識です。／ 心によって早く生まれてしまうこともあるけれども、それは営業するようなものではないと、秀司さん達の拝み祈祷の営業品目を全て否定しているのです。

〈P10〉

おびやで、早めなりと延ばしなりとというのは、月のものが不順で妊娠した時期が正確に捉えられないことが多かったのです。／ 今は当時の女性に比べると、一般に健康で成熟も早く、初潮年齢も早まっていますし、順調にずっと続く人が多いのですが、昔は時期も遅く、不順ということが多かったのです。ですから、往々にして、一月違っているということが多かったのです。／ そんな状況でしたから、早くも遅くもできると言う「そうかいな」という人も多かったのです。／ 時期が合わないというのは、旦那がいない期間に妊娠してしまって、それを旦那が帰ってきた時に妊娠したのだと言ってごまかすために、遅く生まれたんだとか早く生まれたんだと言う場合が多いのです。／ 教祖は、実際に早くしたり遅くしたりする御利益などを説いてはいないのです。

「おさしづ」の「をびや」 12例

「おさしづ」に「をびや」は12例あります。「おさしづ」全体の量から見て「少ない」という印象を受けます。便宜上、文単位に番号を付けました。文単位で見ると、9例です。そのうち、御供、つとめに関するものが、①、③、⑤、⑥、⑦で、個々の身上に関するものが④、⑧、⑨です。他に②は刻限です。「おさしづ」に残るおたすけの例から見ると、「をびや」関連は非常に少ないのです。

①明治二十年二月二十五日（陰暦二月三日）午後七時 御諭

第一をびやたすけ、さあ三日目三粒を三つ、三三九つを百層倍。これをかんろうだへ供え、本づとめをして、元のちばなる事を伝え、をびや許しを出す。

②明治二十二年九月二十三日（陰暦八月二十九日）午前四時 刻限御話

・・・・・・これで元の神、元のをやの理に、人間生れる処、人間生れ代々続く。そうしてどうじゃ、人間生れるをびや許し。それはどうじゃ／＼、さあどうじゃ。をびやさんしき許す、それはどうじゃ。すっきりと今一時出来る、たゞ一つ出来て了う。すっきり常の通り／＼。さあどうじゃどうした、常の通り産をしてさう。常の通り毒は要らず。いつ／＼すっきりいんじりとも動かず／＼、僅かの日じゃで。

③明治二十三年五月十六日 出直後、証拠守取扱いの事情願

・・・・・・

をびや許しを戴き帰宅前に生れ、お浄め一包を戴かせ、残り二包取扱いの事情願

さあ／＼尋ねるじゃろう／＼。尋ねる事情、妊娠一條尋ねにやならん。ならんはどういうものなら、妊娠一條、内々信者何の苦も無く、他の処尋ねる。一つの理も諭し置かねばならん。前一つ尋ねる。身持ち一つ、早め一つ、後浄め一つ。又一つ尋ねる事情というは、皆聞き取って心治め。どういう処から尋ねるものじゃ。をびや一條どういうものであろう。近く所、遠く所、尋ねる事情、今一時世上世界という。

④明治二十三年八月四日 増野正兵衛朝をびやつとめを済ませてから、身が何となくしんどくなりし故、宅で休み、暫くして起きたるが腹が下り、その後速やかおたすけを頂きしも、案じの事も無きやと、いろ／＼思案すれども、分かり兼ねるに付伺

さあ／＼尋ねる。心に掛けるでない。身の処心得ん、どういう事、こういう事、心に掛ける事は要らん。万事情大層速やか改め。いかなる処、掛かり／＼一寸にだん／＼掛かれば治まる。未だ／＼後々掛かるやら分からん。万事治めて、身上尋ねる事情、一つさしづ聞いて置け。・・・・・・

⑤明治二十三年九月十一日 夜十一時 **をびや**づとめは、今一時の処ひっそにして十二下りの立勤もせず、御面も並べたまゝ静かにする事の願

さあ／＼難しい道という。これまでだん／＼話たる。神一條の道が難しい、世界の道が難しい。二つ一つの内分かり有りて分かり無い。そこで、これまで刻限で知らしある。これからは自由という道を付ける。この道が付けば何も案じる事がない。・・・

⑥明治二十四年一月八日（陰暦十一月二十八日）朝 こえのつとめの願

さあ／＼つとめの事情、まあ当分の処、事情諭しある。学び何かの処、日限の処諭してある。ひそやか。

押して願 さあ／＼ひそやか／＼。つとめしたから効く。第一の処たすけ。**をびや**一條、一年と日が切ってある。そこまでの処。

⑦明治三十七年四月三日 御供の事に付おさしづの上より一統協議致し、種々教長へ申し上げ、教長のお話し下されし上より、洗米に改めさして頂き度き事に付、一統決議の上御願

・・・・・・

をびや御供は是まで通り金米糖御供にさして頂きますや願

さあ／＼これ／＼、そりゃ尋ねにゃならん。一事万事、一つ泥水は同じ理、澄んだ水澄んだ水というは一つ理。これだけこうどれだけどうと言え、澄んだ水とは言わん。分からん／＼。それは一寸も違わんようにしてやってくれ。それは構わんそれは構わん。神が守護する理や。安心のものやで。

⑧明治二十一年九月頃（陰暦八月）（陽暦九月六日乃至十月四日）一補遺

木戸上小三郎妻さつ伺（**をびや**許し願候処、安産致し女子てる出生致し候処、唇切れ有之その上より御伺）

さあ／＼身上より尋ねる処、一つの安産願通り、これ違おまい。さあ／＼小人の身に不足という処よく聞き分け。親々の処一つの思やん。神は救けたいが一條の心。めん／＼は救けて貰わにゃならん理を聞き分け。めん／＼若き至りでして来た事分からんであろまい。速やか一つの心を持ちて運べば、何を適わんと言うでない。めん／＼の心を難しいでなろうまい。実の実なら誠の心。誠は天の理である。天の理なら、神は受け取らんやならん。早く聞いて一つの心を取り直せ、との諭し置こう。

⑨明治二十七年五月四日一補遺 富田傳次郎長女りやう**おびや**許しを頂き、男子安産し直ちに直しに付願

さあ／＼尋ねる事情／＼／＼、どうも不思議やなあと言う事である。どうも世界もなあ、これ思う。思うは理。尋ねる事情いかな事情も諭しよ。何故こういう事でありた。思われまい。身上安楽一つ事情、後一つ無いと思てはならん。何でも身上二つは許し、道理後一つ事情末代事情、よう聞き分け。これより一つ一寸日々思うばかり。よく聞き分けてくれ。いかなる事情も聞き分けてくれ。これ一つ諭し置こう。

単なる安産の神を越えた教えとして、教祖の「をびや、ほうそ」を捉え直すことが必要

天理教は、「をびや許しが道あけとなり、お道は四方へ伝わった」と説いているのですが、原典などの資料を見ていくと、それを裏付けるものが非常に少ないという事実気付かされます。慶応3年に作られたとされる「みかぐらうた」には、「おびやは(ほ)うそのゆるしだす」の「おびや」が一回、「おふでさき」には、明治8年に書かれた七、八号に6回「をびや」があり、「おさしづ」には後から付けられた説明である割書きも含めて12回しかありません。これらのことから「をびや許しが道あけ」という常識を信じていいものか疑問が出てきます。

天理教教会本部から5キロほど北方に、帯解寺があります。ここは平安時代から安産の寺として知られ、現在も、子宝を求め、安産を願う人々が訪れており、それで経営的にも成り立っているお寺です。

ただ、この寺も明治維新の時には、廃仏毀釈に動きの中で廃寺同然になりました。それが明治中頃に復興されます。本堂の右前にある地蔵は、復興時の住職が、道端に放置されていたものを持ってきたということです。

この廃寺同然になっていた時期、明治初期から中ごろまでが天理教がをびやの教えを広めようとした時期でもあります。ここからはまったくの推測になりますが、慶応3年に吉田神祇官領の許可を得ておやしきの宗教活動の主導権を握った秀司等は、江戸時代に子宝安産の寺として栄えていた帯解寺が廃寺になったのを見て、自分たちの活動にそれを取り込もうとしたのではないかと思います。慶応3年に作られた「みかぐらうた」の「おびやほ(は)うそのゆるしだす」を根拠に教祖の教えとしたのです。その売りが「をひやぢうよふいつなりと のばしなりともはやめなりとも」でした。これを教祖は「良いことでない」と否定します。しかし、秀司や山澤良治郎及びその後継者たちは、教祖伝の中におびや許しの事績を織り込んでいきます。それが明治14年の教祖名義の手続書にある「ゆき」であり、明治31年の「カタカナ本」です。また、「おさしづ」にあるをびやの御供やつとめのやり方として実践もされていたのです。

そうだとすれば、教祖が「みかぐらうた」で「おびやは(ほ)うそのゆるしだす」といわれたのはどうゆう意味だったのでしょうか。「ほうそ」は疱瘡で天然痘のことです。天然痘は、1980年に人類史上初にして唯一、根絶に成功した感染症ですが、種痘が明治以降に普及するまでは、死亡率の高い怖い病気でした。「をびや」と呼ばれる出産も、教祖の娘、おはるとこかんの二人がそれが元で亡くなっていることから分かるように、死につながるものでした。教祖はその二つを「おびやほうそ」と結びつけて、「ゆるす」とされたその真意を理解することが、教祖の弟子たるようぼくの今後の課題ではないでしょうか。

安産のお寺として現在も多くの人々を引き寄せる帯解寺

帯解寺の本堂



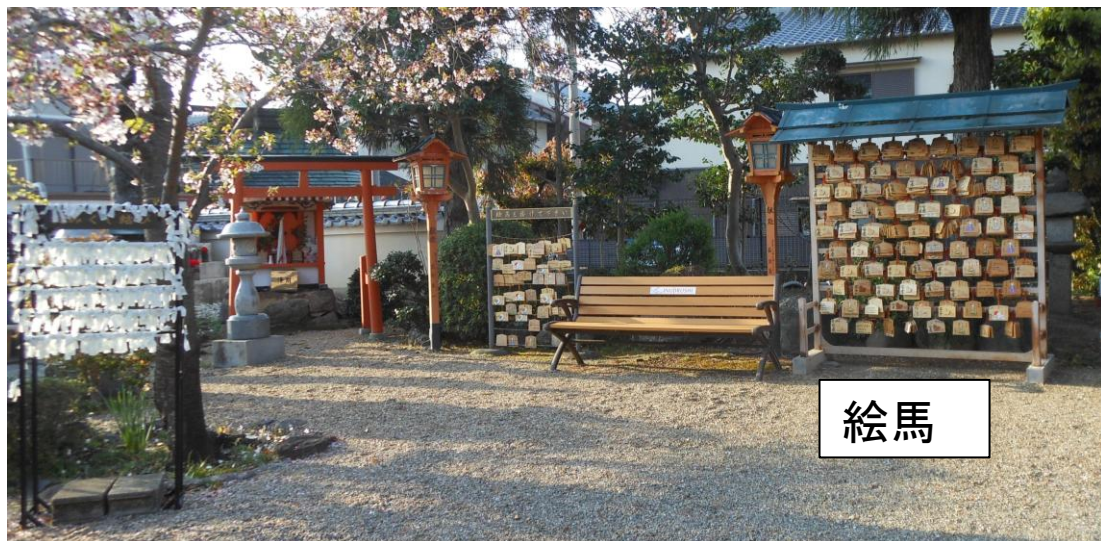
廃仏毀釈で道端に放置されていた地蔵を本堂前に安置している

天皇家・徳川家からも信仰されてきた帯解寺の歴史

帯解寺は今からおよそ1200年前、お子がなくお悩みであった文徳天皇妃 染殿皇后が当寺で祈願し、後の清和天皇を授かれ、無事ご安産されたことから、文徳天皇により「無事に腹帯が解けて安産できた寺」、帯解寺（おびとけでら）と寺号を賜りました。

以来、帯解子安地蔵と呼ばれる帯解寺の御本尊様は、広く信仰を集めることとなり、江戸時代には、当寺でご祈願されたお江の方が3代将軍家光公を、お楽の方が4代将軍家綱公をそれぞれ授かれ、無事御安産されるなど、徳川将軍家からも篤く信仰されました。

このように遥か古（いにしえ）より、天皇家、徳川家ともご縁の深い帯解寺では、現在においても、皇室の皆様のご懐妊の折、安産祈禱を修し、お守りや腹帯を献納いたしております。（「帯解寺」HPより）



絵馬



天理教会本部